

福岡県公報

平成二十四年一月十三日
第三千三百四十九号
増刊 ①

目次

規則(第一号)

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) …………… 一

規則

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年一月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第一号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則(昭和三十年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「(滞納報告後一年以内の自動車税(当該自動車税以外に滞納がないものに限る。))の徴収及び滞納処分に関するものを除く。」を削る。

第三十条第一項第三号中「及び第七十二条の四十一の五」を削る。

第四十三条第三項中「第十四項」を「第十項」に改める。

第四十六条の四の見出し中「市街地再開発組合」を「再開発会社」に改める。

第四十六条の五を削る。

第四十六条の六第一項中「第二十条の三十五の六第一項」を「第二十条の三十五の五第一項」に改め、同条第二項及び第四項中「第二十条の三十五の六第二項」を「第二十条の三十五の五第三項」に改める。

第四十六条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第一項中「第二十条の三十五の七第一項」を「第二十条の三十五の六第一項」に、同条第二項及

び第四項中「第二十条の三十五の七第三項」を「第二十条の三十五の六第二項」に改める。

第四十六条の十一を削る。

第四十六条の十二第一項中「付則第八条の四第五項」を「付則第八条の四第三項」に、同条第二項及び第四項中「付則第八条の四第六項」を「付則第八条の四第四項」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二を削る。

第五十六条中「五日」を「十日」に改める。

第五十七条を削る。

様式目次中

「八十の二

住宅の用に供する土地等の取得に
対する不動産取得税の徴収猶予申
請書

二十条の三	四十五条
十三	
二十条の三	四十六条の
十五の二	二
二十条の三	四十六条の
十五の三	三
二十条の三	四十六条の
十五の四	四
二十条の三	四十六条の
十五の五	五
二十条の三	四十六条の
十五の六	六
二十条の三	四十六条の
十五の七	七
二十条の三	四十六条の
十五の八	十

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒819-0373 福岡市西区周船寺3丁目28番1号 正光印刷株式会社 (電話 092-806-5708)

八十の二の二
不動産取得税の徴収猶予（取消）
通知書

二十条の三 十五の九	付則八条の 四	二十条の三 十五の二	二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	二十条の三 十五の七	二十条の三 十五の八	二十条の三 十五の九
四十六条の 十一	四十六条の 十二	四十六条の 二	四十六条の 三	四十六条の 四	四十六条の 五	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 八	四十六条の 十

八十の二の三
不動産取得税徴収猶予通知書

付則八条の 四	二十条の三 十五の二	二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	二十条の三 十五の七	二十条の三 十五の八	付則八条の 三
四十六条の 十一	四十六条の 二	四十六条の 三	四十六条の 四	四十六条の 五	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 八	四十六条の 十

を

八十の二

住宅の用に供する土地等の取得に
対する不動産取得税の徴収猶予申
請書

八十の二の二

不動産取得税の徴収猶予（取消）
通知書

付則八条の 四	付則八条の 四	二十条の三 十三	二十条の三 十五の二	二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	付則八条の 四	二十条の三 十四	二十条の三 十五の二	付則八条の 二	付則九条	付則八条の 四	付則八条の 四
四十六条の 十一	四十六条の 十一	四十五条	四十六条の 二	四十六条の 三	四十六条の 三	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 十	四十五条	四十六条の 二	四十六条の 二	四十七条	四十七条	四十六条の 十一

八十の二の三
不動産取得税徴収猶予通知書

二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	付則八条の 四	二十条の三 十五の二	二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	付則八条の 四	二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	二十条の三 十五の三	二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の六	付則八条の 四
四十六条の 三	四十六条の 四	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 十	四十五条	四十六条の 二	四十六条の 三	四十六条の 四	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 十	四十六条の 三	四十六条の 四	四十六条の 六	四十六条の 三	四十六条の 四	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 十

に、

八十一の三	八十一の四	八十一の五	八十一の六	八十一の七	八十一の八	八十一の九	八十一の十
不動産取得税の 還付申請書 (市街地再開発組合関係)	不動産取得税の 還付申請書 (再開発会社関係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)	不動産取得税の 還付申請書 (土地改良区の換地取得関 係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)	不動産取得税の 還付申請書 (事業協同組合等関係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)
二十条の三 十五の四	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の七	二十条の三 十五の六	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の五	二十条の三 十五の五
四十六条の 四	四十六条の 五	四十六条の 六	四十六条の 七	四十六条の 六	四十六条の 五	四十六条の 五	四十六条の 六

に、

を

八十一の六	八十一の七	八十一の八	八十一の九	八十二の一	八十二の二	八十二の三
不動産取得税の 還付申請書 (土地改良区の換地取得関 係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)	不動産取得税の 還付申請書 (事業協同組合等関係)	不動産取得税の 還付申請書 (再開発会社関係)	不動産取得税の 還付申請書 (土地改良区の換地取得関 係)	不動産取得税の 還付申請書 (農地保有合理化促進事業 関係)
二十条の三 十五の六	二十条の三 十五の七	二十条の三 十五の八	二十条の三 十五の九	二十条の三 十五の六	二十条の三 十五の七	二十条の三 十五の八
四十六条の 七	四十六条の 八	四十六条の 九	四十六条の 十	四十六条の 十一	四十六条の 十二	四十六条の 十三

第二十二号様式を次のように改める。

に改める。

を

に、

を

第22号様式その1(第15条関係)

受付印



年 月 日 福岡県知事殿	申請者	住 所	
	(納税義務者)	氏 名	印 (電話 — —)

県 税 減 免 申 請 書

下記のとおり 税を減免されるよう申請します。

納税通知書 番号	年度	減免前の 税 額	※	※	※	
			減免する 額	減免後の 税 額	減免後の税額の 期別内訳	
		円	円	円	期	円
					期	円

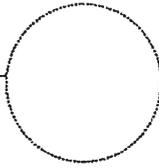
減免を受けようとする理由

- 注 1 ※印欄は記入しないでください。
 2 市町村長その他の証明書を添付してください。
 3 3部複写して提出してください。

備考 上紙は課税課保管、中紙は税務課への提出用とし、下紙(規則第23号様式その1)は納税者の通知用とする。

第22号様式その2(第15条関係)

受付印



決裁年月日	係 員	係 長	課 長	副所長	所 長	整理番号
						※
						照合番号
						※

注意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所ご連絡してください。

申請者 (納税義務者)		住所			
氏名 (フリガナ)		印			
電話番号 自宅 () 携帯 ()					
自動車税減免申請書 自動車取得税 (身体障害者等に対する減免) 下記のとおり自動車税・自動車取得税を減額・免除されるよう申請します。					
区 分	年度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号
自動車税					福岡 久留米 北九州 筑 豊
自動車取得税					
手帳の種類及び番号	身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号	登録年月日 (取得)	新規登録・移転登録 年 月 日		
同上の交付年月日	年 月 日	最大積載量 乗車定員	kg (kg) 人 (人)		
障害名及び障害等級(程度)	総排気量		cc		
	車名・年式 型式		昭和 年式		
運転免許証の番号	車台番号				
運転免許証の取得年月日	平成 年 月 日 昭和	定置場 (使用の本拠の位置)	1. 住所に同じ 2.		
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消した自動車の登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊	
条件が付されているときはその条件		登録年月日	移転出・抹消 平成 年 月 日		
申請者と障害者等の関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 身体障害者の氏名		申請者との統柄	印
	運 転 者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 運転者の氏名		障害者との統柄
自動車の使用目的		1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他 ()		※ 確 認	手帳等 運転免許証 課税状況・一覧表及び減免処理簿
摘 要					印

※印の欄は、記載しないでください。

(記載については裏面をお読みください。)

規則第22号様式その3 (第15条関係)

受付印 	※承認、却下の通知伺い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理及び通知	月	日
									印

お願い

- 1 この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 この申請書には次の書類を添付して提出してください。

平成 年 月 日
福岡県知事殿

申請者
(納税義務者)

住所
氏名

(電話 - -)

印

自動車税減免申請書

(指定自動車教習所に対する減免)

下記のとおり自動車税を減免されるよう申請します。

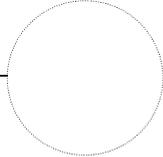
- (1)公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
- (2)公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書

納税通知書番号又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑豊
教習所指定番号	第 号	最大積載量 乗車定員		Kg (Kg) 人 (人)	
同上指定年月日	平成 年 月 日	総排気量		CC	
教習車承認番号	第 号	車名 型式・年式			
同上承認年月日	平成 年 月 日	車台番号			
自動車登録年月日	新規取得・移転取得 平成 年 月 日	定置場 (使用の本拠の位置)			
※ 調査事項					
調査対象期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
調査の てん末					
通信書発送年月日 番 号	平成 年 月 日 第 号	調査年月日 調査員	平成 年 月 日	印	

※印の欄は、記載しないでください。

第22号様式その4(第15条関係)

受付印



お願い
自動車税
の減免申請
では、身体障
害者手帳等
の提示をお
願いする場
合があります。
詳しくは
裏面をお読
みください。

		決 裁		係 員	係 長	課 長	副所長	所 長
		年 月 日						
年 月 日		申請者 (納税義務者)		住 所				
福岡県知事殿		氏 名		(電話 — —)		印		
自動車税・自動車取得税減免申請書 (身体障害者等の利用に供する自動車に対する減免) 下記のとおり、自動車税・自動車取得税を減免されるよう申請します。								
区 分	年 度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号			
自動車税					福岡 北九州 久留米 筑豊			
自動車取得税								
登 録 年月日		種 別		用 途		車体の 形 状		
型 式		車台番号		使用の本 抛の位置				
自動車の取得価額				特別の使用又は構造 変更に要した費用				
特別の仕様又は 構造を施した箇所								
自 動 車 の 使 用 目 的								
※ 通知書発送 年 月 日 番 号	平成 年 月 日 第 号	※ 処理事績	税 第 号	申告書又は 課税状況 一 覧 表				
			(3)、(4)、(5)	平成 年 月 日	印			

※印の欄は、記載しないでください。

(記載については、裏面をお読みください)

(裏)

1 記載について

(1) この申請書は、当該自動車の定置場を管轄する県税事務所に提出してください。

ただし、証紙徴収の方法によって徴収される自動車税、自動車取得税の減免申請書は、登録申請をする際に運輸支局又は自動車検査登録事務所の所在地を管轄する県税事務所に提出してください。

(2) 「自動車の取得価額」の欄は、自動車取得税の課税標準基準額表及び税額一覧表(以下「一覧表」という。)に記載のあるものについては、その課税標準基準額に特別の仕様又は構造変更に必要な費用を加算した額を記載してください。

また、一覧表に記載のないものについては、自動車の価額から付加物とならないものを控除して得た額に特別の仕様又は構造変更に必要な費用を加算した額を記載してください。

(3) 「特別の仕様又は構造変更を施した箇所」の欄は、運転装置、固定装置、昇降装置等具体的に記載してください。

(4) 「自動車の使用目的」の欄は、身体障害者等についての自動車の具体的使用方法を記載してください。

2 添付書類について

(1) 特別の仕様又は構造変更を施した業者の見積書

(2) 自動車検査証の写し

3 身体障害者手帳等の提示について

自動車税の減免申請において、「当該自動車の使用目的」が使用者の家族である身体障害者等の方の利用であり、その身体障害者等の方が身体障害者手帳等の交付を受けておられる場合は、身体障害者手帳等を提示してください。

※ 「身体障害者手帳等」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をいいます。

第三十四号の二様式を次のように改める。

第34号の2様式(第22条関係)

納付(納入)催告書

第二次納税義務者

住(居)所

氏 名 様

第 号	住(居)所	
納 税 者 (特別徴収義務者)	氏 名	
上記納税者(特別徴収義務者)に係る第二次納税義務者(保証人)として、納付(入)すべき金額		円

上記の金額は、さきに納付(納入)通知書で通知しましたが、まだ納付(入)がありませんので、至急福岡県 県税事務所に納めてください。

この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

1 この処分に不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

本書発付 年 月 日
福岡県 県税事務所長

印

備考 1 地方税法第11条第2項又は第16条の5第4項の文書に使用すること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「審査請求」を「異議申立て」に改め、「なお、その際、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第七十三号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式(第39条の5の2関係)

医療法人等の所得金額計算書

事業年度	・	・	から	法人名
	・	・	まで	

提 出 用	総所得金額等		①	円	
	土地等の譲渡所得		②		
	総所得金額 (①-②)		③		
	医療業とその他の事業とを併せて行っている場合の所得区分	医療業の所得金額 (③× $\frac{⑦}{⑦+⑧}$)	④		
		その他の事業の所得金額 (③-④)	⑤		
	所得金額の計算の基礎とする収入金額	社会保険医療分の収入金額(⑦の金額)	⑥		
		医療業に総収入金額(⑦の金額)	⑦		
		その他の事業収入金額(⑧の金額)	⑧		
	社会保険医療分の所得金額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$)		⑨		
	当期分課税所得金額 (①-⑨)		⑩		
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		⑪		
	課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)		⑫		
社 会 保 険 医 療 分 の 収 入 金 額	健康保険法	円	労働者災害補償保険法収入	⑬	円
	国民健康保険法		自費診療収入	⑭	
	高齢者の医療の確保に関する法律		自動車損害賠償責任保険等の収入	⑮	
	船員保険法		健康診断・予防注射等受託医療収入	⑯	
	国家公務員共済組合法		⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入	⑰	
	防衛庁の職員の給与等に関する法律		患者・付添人等食事代収入	⑱	
	地方公務員等共済組合法		健康診断等証明収入	⑲	
	私立学校教職員共済法		入院料・ベット代等差額収入	⑳	
	戦傷病者特別援護法		生産品等販売収入	㉑	
	障害者自立支援法		受託技工・検査料等収入	㉒	
	母子保健法		嘱託収入	㉓	
	児童福祉法		利子等及び配当等収入	㉔	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		電話・電気・ガス・寝具等使用料収入	㉕	
	生活保護法		不用品売却収入	㉖	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律		取得価格を超える償却資産売却収入	㉗	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		その他医療業の付随収入	㉘	
	結核予防法		付帯事業収入	㉙	
	麻薬及び向精神薬取締法		介護保険法	㉚	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
	(老人保健法)				
介護保険法					
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律					
(身体障害者福祉法)					
査定損益額		計	①		
		医療業の総収入金額 (⑦+⑱)	②		
		その他の収入金額			
計	⑦	計	③		

〔記載要領〕

- 1 この計算書は、地方税法(以下「法」という。)第72条の23第1項ただし書の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4(写)に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則(以下「法規則」という。)第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(六)の写しを提出してください。

- (3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

- 2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑱の額を記載してください。

- 3 ②の金額欄には、土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券(以下「土地等」という。)の譲渡所得を記載してください。(ただし、医療業に係る土地等(例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等)の譲渡所得については②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄に譲渡益若しくは売却益を記載してください。)

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額(以下「土地等の譲渡益等」という。)がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

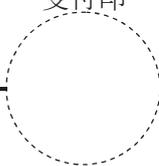
なお、土地等の譲渡益等に係る経費は、次のものをいい固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

- (1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等
- (2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料
- (3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

- 4 ⑩の金額には、法規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
 - (1) 保険者から支払を受けるべき金額
 - (2) 被保険者が負担する一部負担金、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。
- 6 ⑪の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑫の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第1項ただし書に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑬の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑭の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑮の金額欄には、所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号に規定する利子等又は第2号に規定する配当等の額(所得税額控除前の金額)を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当金の益金不算入)の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ⑯の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ⑰の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
 - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 医療業に関係ない土地等の譲渡所得に係る収入金額(「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため)
 - (3) 従業員の社宅及び寮等使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金(還付加算金額を除く。)
 - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
 - (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第八十号の二様式から第八十号の二の三様式までを次のように改める。

第80号の2様式(第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の12関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住所	課税番号	課税年度
	フリガナ 氏名 (名称)	電話	—

住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

福岡県税条例第20条の33(付則第8条の3)

- 第20条の35の2
- 第20条の35の3
- 第20条の35の4
- 第20条の35の5
- 第20条の35の6
- 付則第8条の4第2項
- 付則第8条の4第4項

()

の規定により、

住宅の用に供する土地

- 被収用不動産の代替不動産
- 譲渡担保財産
- 再開発会社
- 農地保有合理化法人等の農地
- 土地改良区の換地
- 心身障害者を多数雇用する事業所の施設
- 産業活力再生特別措置法の規定による不動産

()

の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書を提出します。

取得(代替)不動産の	所在地			
	地目	構造		
	用途	取得年月日	年	月 日
住宅を取得する 収用される 譲渡する 農地として使用する 事業の用に供する	予定年月日	年 月 日	徴収猶予金額	円
	(期間)	年 月 日から 年 月 日まで	計算式	
調査年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	印 

第80号の2の様式(第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の12関係)

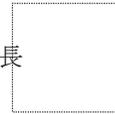
住宅の用に供する土地
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発会社
農地保有合理化法人等の農地
土地改良区の換地
心身障害者を多数雇用する事業所の施設
産業活力再生特別措置法の規定による不動産
()

の取得に対する不動産取得
税の徴収猶予(取消)通知書

納税者	住所		課税番号	
	氏名		課税年度	
取得不動産	所在地		徴収猶予 通知年月日	年 月 日
	種類、構造、用途 取得年月日	年 月 日	税額	円
			徴収猶予額	円
			納付すべき額	円
徴収猶予 取消額		円		
住宅を取得する 収用される 譲渡する 農地として使用 する 事業の用に供する	予定期間	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)	徴収猶予 期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

様 福岡県 県税事務所長



年 月 日申請のあった(付で許可していた)徴収猶予について、許可した(許可できない・取り消した)ので、通知します。

なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。

そのときは、速やかに納付してください。

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求することができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不許可(取消)理由
該当条項

第80号の2の3様式(第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の12、第48条の2関係)

不動産取得税徴収猶予 通知書

年 月 日



さきに賦課決定しました 年度不動産取得税(課税番号第 号)について、下記のとおり徴収猶予の を行いましたので通知します。

物件所在地				取得年月日	
種類・構造・用途				年 月 日	
種類	区分				
土地	徴収猶予適用前税額				
	徴収猶予	適用額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		適用額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	適用後納付すべき税額				
家屋 (住宅)	徴収猶予適用前税額				
	徴収猶予	適用額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		適用額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	適用後納付すべき税額				
家屋 (住宅以外)	徴収猶予適用前税額				
	徴収猶予	適用額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		適用額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	適用後納付すべき税額				
合計納付すべき税額					

徴収猶予適用額合計 円

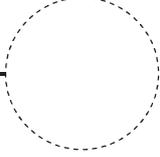
【不服申立について】

- この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規程により福岡県知事に審査請求することができます。なお、この審査請求書は正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第八十一号の三様式を次のように改める。

第81号の3様式(第46条の4関係)

受付印



課 税 番 号	課税年度

.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所	
	フリガナ	印
	氏 名 (名 称)	
	電話	— —

再開発会社の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書
還付申請書

福岡県税条例第20条の35の4の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書
還付申請書 を提出します。

再開発会社が取得した不動産	土 地 (地目・用途・地積)	m ²	左記不動産を 組合員等に譲 渡した年月日	年 月 日
	家 屋 (施設建築物の 構造等)	m ²	譲渡した組 合員等の氏名	
	取 得 年 月 日	年 月 日	納付した税額	円
	評 価 額	円	納付年月日	年 月 日
	課 税 標 準 額	円	還付申請額	円

事 務 処 理 事 項

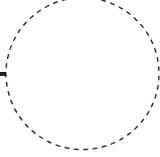
通知年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印
-------	-------	----------------	-------	---

第八十一号の四様式を次のように改める。
第81号の4様式 削除

第八十一号の五様式から第八十一号の六様式までを次のように改める。

第81号の5様式(第46条の6関係)

受付印



課 税 番 号	課税年度

.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所	
	フリガナ印
	氏 名 (名 称)
	電話	— —

農地保有合理化 法人等の農地 の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書 還付申請書

福岡県税条例第20条の35の5の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書 還付申請書 を提出します。

農地保有合理化事業の実施により 取得した不動産	所在地		左記不動産を 売り渡した又は 交換した年月日年.....月.....日
	地目、用途等		売り渡した又は 交換した者の 氏 名	
	取得年月日年.....月.....日	納付した税額円
	評価額円	納付年月日年.....月.....日
	課税標準額円	還付申請額円

事務処理事項

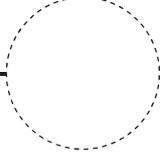
--	--	--	--

通知年月日年.....月.....日	調査年月日年.....月.....日	調査員印
-------	--------------------	-------	--------------------	-----	--------

注 農業委員会等の証明書等を添付してください。

第81号の6様式(第46条の7関係)

受付印



課税番号	課税年度

.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住所	
	フリガナ印
	氏名 (名称)
	電話

土地改良区の換地の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書
還付申請書

福岡県税条例第20条の35の6の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書
還付申請書 を提出します。

土地改良区が取得した換地	所在地		左記換地の譲渡した年月日年.....月.....日
	地目、用途等		譲渡した者の氏名	
	取得年月日年.....月.....日	納付した税額円
	評価額円	納付年月日年.....月.....日
	課税標準額円	還付申請額円

事務処理事項

.....

通知年月日年.....月.....日	調査年月日 調査員年.....月.....日印
-------	--------------------	--------------	--------------------	--------

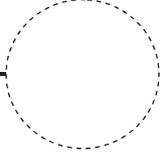
注 証明書その他参考となる書類を添付してください。

第八十一号の九様式を次のように改める。
第81号の9様式 削除

第八十一号の十様式を次のように改める。

第81号の10様式(第46条の12関係)

受付印



課 税 番 号	課税年度

.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所	
	フリガナ印
	氏 名 (名 称)
	電話 —

産業活力の再生及び
 産業活動の革新に
 関する特別措置法の
 規定による不動産

の取得に対する不動産取得税の 減額申告書
 還付申請書

福岡県税条例付則第8条の4第3項の規定により、不動産取得税の 減額申告書
 還付申請書 を提出します。

取得の根拠	事業計画の根拠法令	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 条 第 項に規定する認定 計画		
	営業の譲渡を受けた者	住 所	氏 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 条 第 項に規定する認定 事業者
	営業の譲渡をした者	住 所	氏 名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 条 第 項に規定する認定 事業者
	認定年月日年.....月.....日		

取得した不動産	所在地		
	種類・構造・用途		
	取得年月日年.....月.....日		
	事業の用に供した期間年.....月.....日から.....年.....月.....日		
	評価額	円	納付した税額	円
	課税標準額	円	納付年月日年.....月.....日
	税 額	円	還付申請額	円

事 務 処 理 事 項

--	--	--	--

通知年月日年.....月.....日	調査年月日年.....月.....日	調 査 員印
-------	--------------------	-------	--------------------	-------	--------

注 記載事項を証明する書類を添付してください。

第八十二号様式から第八十二号の二様式までを次のように改める。
第82号様式から第82号の2様式まで 削除

第一百十二号様式から第一百十三号様式までを次のように改める。

第112号様式その1(第2条、第78条の6条関係)

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 種別登録	1. 売買 2. 相続	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除	自動車税
7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者)	4. 転入 5. 転出 6. 持帰登録	3. 贈与 4. 所有権留保解除	4. 減免(障害者・その他)	自動車
8. その他		5. その他	5. 免税点以下 6. 商品車	取得税

運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録(取得・変更・廃車等)年月日	初年度登録年月(初年度車年)
取得原簿	1. 乗用車 2. トラック(貨物) 3. トラック(貨客兼用車) 4. トラック(けん引車) 5. トラック(被けん引車)	長さ	高さ	車重	車台番号(下桁で可)
5. その他	06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特種用途自動車() 10. その他()	cm	cm	kg	類別区分番号

種別	1. 普通 2. 小型 3. 三輪	乗車定員	最大積載量	車重	車台番号(下桁で可)	燃料の種類
	1. 営業用 2. 自家用	人	kg	kg	ローター数	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
			cm	cm		

現実の取得価額	取得価額	付加物	付加物	取得前の用途
(課税標準額)		(品名)	(価額)	1. 営業用 2. 自家用 3. その他()
円	円			年

課税標準額	課税標準額	燃費	構造	低公害車特別
円	円	km/l	A・B	記載要領15を参照

自動車税	自動車税	自動車税	自動車税	自動車税
円	円	円	円	円

自動車年税額	自動車年税額	自動車年税額	自動車年税額	自動車年税額
円	円	円	円	円

納税の合計	納税の合計	納税の合計	納税の合計	納税の合計
円	円	円	円	円

納税済証	納税済証	納税済証	納税済証	納税済証
(領収印)	(領収印)	(領収印)	(領収印)	(領収印)

(備考)

- 自動車税は、その所有者が納税義務者です。ただし、所有権を留保している場合は、使用者(買主)が納税義務者となります。
- 売買契約書等取引書類を証する書類の写し及び控除の内訳を証する書類を添付してください。なお、通常の取引価額で申告される場合は、これらの書類を省いても差し支えありません。
- 形式的所有権の移転に伴う非課税に該当するもの、その他課税免除に該当するものは、これを証する書類を添付してください。

(※) この控えは重要な証拠になりますから大切に保存してください。

第11号様式その2(第2条、第78条の6条関係)

新規用

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 種別登録 4. 転入 5. 転出 6. 持帰登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他()	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()	自動車 取得税 自動車 取得税	自動車取得税・自動車税申告書(報告書) 知事 殿 年 月 日 つぎのとおり申告(報告)します。
--	--	--	--------------------------	--

運輸支局等 取得原簿 5. その他()	車種区分 かな 番号 1. 乗用車 2. トラック(貨物) 3. トラック(貨客兼用車) 4. トラック(けん引車) 5. トラック(狭けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()	登録(取得・変更・廃車等)年月日 年 月 日 3. 昭和 年 月 日 4. 平成 年 月 日	車名(通称名) 型式 初年度登録年月(初年度車年)
----------------------------	--	---	---------------------------------

種別 1. 普通 2. 小型 3. 三輪 4. 軽 乗車定員 人()	最大積載量 kg() 高さ cm()	車両重量 kg()	車台番号(下7桁で可) 類別区分番号 燃料の種類 1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
--	-------------------------------	---------------	---

現実の取得価額 取得価額 付加物 (品名) (価額) 付加物の内訳	車本体 (課税標準価額) 取得価額 0 0 0 円 付加物 0 0 0 円 課税標準額 0 0 0 円
---	--

自動車 取得税 課税標準額 0 0 0 円 税率 100% 税額 0 0 0 円	自動車 自動車税 年 月 日 1. 抹消 2. 課税取消 3. 課税額 4. 49条該当 5. 15条該当 6. 異動換出 7. その他
---	---

自動車 自動車税 年 月 日 1. 抹消 2. 課税取消 3. 課税額 4. 49条該当 5. 15条該当 6. 異動換出 7. その他	自動車 自動車税 年 月 日 1. 更正請求 2. 126条該当 3. 15条該当 4. その他
---	--

自動車 自動車税 年 月 日 1. 抹消 2. 課税取消 3. 課税額 4. 49条該当 5. 15条該当 6. 異動換出 7. その他	自動車 自動車税 年 月 日 1. 更正請求 2. 126条該当 3. 15条該当 4. その他
---	--

※この欄には記入しないこと。

第112号様式その3 (第60条、第72条関係)

登録番号 (重画番号)	運輸支局等	車種区分 (右語で記入)	かな	番号 (右語で記入)
<input type="text"/>				

自動車取得税・自動車税連絡票

自動車取得税	<input type="text"/>	0	0	円										
自動車税	<input type="text"/>	0	0	円										
納付税額	<input type="text"/>	0	0	円										

住所又は所在地 氏又は称 名 電話番号	()
開 わ る 者 以 外 に 当 該 申 告 に 関 与 者 申 告 ・ 報 告 義 務 者	

第112号様式その4(第2条、第78条の6条関係)

新規用

申告区分	1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 種別登録	取得原状	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権保留解除 5. その他	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他	登録(取得・変更・廃車等)年月日	初年度登録年月(初年度車年)
申告区分	4. 転入 5. 転出 6. 持得登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・駆動車の所有者) 8. その他	取得原状	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他	取得原状	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他	登録(取得・変更・廃車等)年月日	初年度登録年月(初年度車年)

運輸支局等	車種区分	かな	番号	年号	昭和	平成	年号	昭和	平成
運輸支局等	車種区分	かな	番号	年号	昭和	平成	年号	昭和	平成

用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(狭けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()	車名(通称名)	型式
用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(狭けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他()	車名(通称名)	型式

種別	1. 普通 2. 小型 3. 三輪	営業用	1. 営業用 2. 自家用 3. その他
種別	1. 普通 2. 小型 3. 三輪	営業用	1. 営業用 2. 自家用 3. その他

加動機の型式	長さ	kg	高さ	cm
加動機の型式	長さ	kg	高さ	cm

現実の取得価額	取得価額	付加物	付加物
現実の取得価額	取得価額	付加物	付加物

課税標準額	0.00円	燃費	km/l	構造	A・B	記載要領1.5
課税標準額	0.00円	燃費	km/l	構造	A・B	記載要領1.5

年税額	0.00円	自動車税	0.00円
年税額	0.00円	自動車税	0.00円

1. 電気・天然ガス・LPガス自動車	2. 17年制75%低減かつ燃費+25%達成	3. ガソリン・LPガス新車新規登録後13年超	4. ディーゼル車新車新規登録後11年超
1. 電気・天然ガス・LPガス自動車	2. 17年制75%低減かつ燃費+25%達成	3. ガソリン・LPガス新車新規登録後13年超	4. ディーゼル車新車新規登録後11年超

取得年月日	申告年月日	取得額	申告額
取得年月日	申告年月日	取得額	申告額

住所	住所
住所	住所

自動車取得税・自動車税申告書(報告書) 知事 殿 年 月 日
 つぎのとおり申告(報告)します。

※この欄には記入しないこと。

第113号様式での3 (第60条、第72条関係)

登録番号 (車両番号)	運輸支局等	車種区分 (右詰で記入)	かた	番 号 (右詰で記入)
<input type="text"/>				

自動車取得税・自動車税連絡票

自動車取得税	<input type="text"/>	0	0	円										
自動車税	<input type="text"/>	0	0	円										
納付税額	<input type="text"/>	0	0	円										

住所 又は所在地 名称	()
氏名	
電話番号	

関係者 以外に当該申告に 申告・報告義務者

第二百一十一号の六様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。